第十条第一項中「第三条第一項に規定する」を「第三条第一項から第三項までに定められた名称又は同条第四項の規定に基づき定められた名称の」に改める。

第十四条第一項中「第三条第一項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号」を「第三条第一項、第二項第一号、第三項第八号及び同項第十一号」に、「同項第十三号」を「同項第十二号」に改める。

第十八条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三十六条に規定する選考の方法によることを妨げない場合として人事院規則で定める場合は、職員を同条に規定する係員の官職のうち次に掲げる官職に採用しようとする場合とする。

第十八条第一項中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「もの」の下に「（次号に規定する人事院が定める官職を除く。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四　特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるもの

五　庁舎の監視その他の庁務等を職務の内容とする官職で、当該職務の内容に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるもの

第十八条第二項を次のように改める。

2　人事院は、前項第四号又は第五号の規定により官職を定めた場合には、その官職を官報により告知しなければならない。

第十八条に次の一項を加える。

3　任命権者は、選考により職員を特定官職（特定幹部職（法第三十四条第一項第六号に規定する幹部職（第二十五条第三号及び第三十条第一項において「幹部職」という。）で、人事院、検察庁、会計検査院又は警察庁に属するもの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する官職を除く。）に採用しようとする場合には、人事院と協議しなければならない。

第二十二条第一項中「第五号」を「第七号」に改める。

第二十四条中「任命権者は、」の下に「選考により職員を」を加え、「第六号又は第七号の規定により選考による採用を行った」を「第八号若しくは第九号に掲げる官職又は特定幹部職に採用した」に改める。

第二十五条中「任命権者は」の下に「、職員を特定幹部職に昇任させる場合を除き」を加え、同条第三号中「事務次官、本省の局長又は部長の官職」を「特定幹部職以外の幹部職」に改める。

第二十六条第一項中「任命権者は」の下に「、職員を特定幹部職に配置換しようとする場合を除き」を加える。

第二十七条中「任命権者は」の下に「、職員を特定幹部職に降任させる場合を除く。）」を、同条第二項中「前項」の下に「、法第六十一条の三第三項若しくは第四項又は法第六十一条の八第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項若しくは第三項」を加える。

第三十条第一項中「特定官職」の下に「（特定幹部職に該当する官職を除く。）」を、「要件」の下に「（昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる要件）」を加える。

第三十六条中「任命権者は」の下に「、職員を特定幹部職に併任する場合を除き」を加える。

第四十七条第二項中「が試験対象官職」を「が法第四十五条の二第一項各号に掲げる官職」に、「当該試験対象官職」を「当該官職」に改める。

（人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正）

第七条　人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

第二条中「次条第三項及び」を削る。

第三条を次のように改める。

（採用試験の種類ごとの名称）

第三条　総合職試験（法第四十五条の二第二項第一号に規定する総合職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類（同項に規定する採用試験の種類をいう。以下同じ。）ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一　採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号。以下「対象官職等政令」という。）第二条第一項第一号に規定する者に対して行う採用試験　国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）

二　対象官職等政令第二条第一項第二号に規定する者に対して行う採用試験　国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）

2　一般職試験（法第四十五条の二第二項第二号に規定する一般職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一　対象官職等政令第二条第二項第一号に規定する者に対して行う採用試験　国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）

二　対象官職等政令第二条第二項第二号に規定する者に対して行う採用試験　国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）

3　専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一　対象官職等政令第一条第二項第一号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号イに規定する者に対して行う採用試験　皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）

二　対象官職等政令第一条第二項第一号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号ロに規定する者に対して行う採用試験　皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）

三　対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　刑務官採用試験

四　対象官職等政令第一条第二項第三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　入国警備官採用試験

五　対象官職等政令第一条第二項第四号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験　法務省専門職員（人間科学）採用試験

六　対象官職等政令第一条第二項第五号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験　外務省専門職員採用試験

七　対象官職等政令第一条第二項第六号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験　財務専門官採用試験

八　対象官職等政令第一条第二項第七号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号イに規定する者に対して行う採用試験　国税専門官採用試験

九　対象官職等政令第一条第二項第七号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号ロに規定する者に対して行う採用試験　税務職員採用試験

十　対象官職等政令第一条第二項第八号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験　食品衛生監視員採用試験

十一　対象官職等政令第一条第二項第九号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験　労働基準監督官採用試験